

東京都土地利用転換アドバイザー派遣制度実施要領

(制定) 令和5年8月3日付5環改化第197号

(目的)

第1条 この要領は、東京都土地利用転換アドバイザー派遣制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、東京都土地利用転換アドバイザーを派遣する事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(アドバイザーの派遣手続)

第3条 要綱第7条第1項の規定による派遣の依頼は、別記様式1による東京都土地利用転換アドバイザー派遣依頼書（以下「派遣依頼書」という。）を知事に提出することにより行うものとする。

- 2 要綱第7条第2項の規定による受託者に対する派遣の指示は、別記様式2による東京都土地利用転換アドバイザー派遣指示書により行うものとする。
- 3 要綱第7条第2項の規定による依頼者に対する派遣決定の通知は、別記様式3による東京都土地利用転換アドバイザー派遣決定通知書により行うものとする。
- 4 要綱第7条第3項、第4項及び第5項に規定する同意の提示は、第1項の派遣依頼書に、土地の所有者等及び事業者が同意する旨を記載することにより行う。この場合において、同意の提示を行うことができないときは、その理由を記載した書面を派遣依頼書に添付するものとする。

(アドバイザーの選任要件)

第4条 要綱第8条に規定する要件は、次の表の左欄に掲げるアドバイザーの区分に応じ、当該右欄に定める要件とする。

管理技術者	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく土壌汚染調査技術管理者、技術士（総合技術監理部門）、技術士（環境部門）、技術士（建設部門）、技術士（応用理学部門）、技術士（衛生工学部門）若しくは土壌環境監理士の資格又はこれらと同等以上の能力（工学博士号、理学博士号等）を有し、かつ、土壌汚染対策に関する実務経験が5年以上あること。
技術者	土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査技術管理者、技術士（総合技術監理部門）、技術士（環境部門）、技術士（建設部門）、技術士（応用理学部門）、

	技術士（衛生工学部門）若しくは土壌環境監理士の資格又はこれらと同等以上の能力（工学博士号、理学博士号等）を有し、かつ、土壌汚染対策に関する実務経験が3年以上あること。
不動産評価者	不動産鑑定士の資格と実務経験を3年以上有し、かつ、土壌汚染のある土地の鑑定の経験を有すること。

（従事者証の交付）

第5条 要綱第9条第1項の規定による従事者証の交付は、別記様式4による東京都土地利用転換アドバイザー業務従事者証を、受託者を経由して、選任されたアドバイザーに交付することにより行うものとする。

（受託者の守秘義務）

第6条 要綱11条の規定による秘密保持契約の締結は、別記様式5による東京都土地利用転換アドバイザー派遣制度に係る秘密保持契約書により行うものとする。

（その他必要な事項）

第7条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。

東京都土地利用転換アドバイザー派遣依頼書

年 月 日

東京都知事 殿

東京都土地転換アドバイザー派遣制度実施要綱及び東京都土地利用転換アドバイザー派遣制度実施要領の規定の内容を了承し、同要綱第7条第1項の規定に基づき、下記の事項についてアドバイザーの派遣を依頼します。

記

係 る 事 項 に 依 頼 者 者	依頼者の氏名 (法人の場合は、名称及び 代表者の氏名)					
	住所	〒				
	連絡先 電話番号			担当者名		
	メール					
派遣 先 事 業 場 に 係 る 事 項	企業名					
	所在地	〒				
	業種		資本金	千円	従業員数	人
	特定施設の 種類			特定施設廃止日 (廃止予定日)		
	生産品目・事業内容					
派遣先事業場の 土地の所有者等の同意 注: 依頼者と異なる場合必須	上記のとおりアドバイザーの派遣を依頼することについての同意を確認しました。 [土地の所有者等の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)]					
派遣先事業場の 事業者の同意 注: 依頼者と異なる場合必須	上記のとおりアドバイザーの派遣を依頼することについての同意を確認しました。 [事業者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)]					

※依頼者が土地の所有者等及び派遣先事業場の事業者と異なる場合は、以下のことに注意してください。

- (1) 申請に当たっては、アドバイザー派遣について土地の所有者等及び派遣先事業場の事業者から必ず同意を得てください。申請書審査時に同意が確認できない場合は、別途確認書（任意様式）を求めることがあります。
- (2) 同意を得ることなく派遣依頼を行ったことが明らかになった場合は、派遣を中止する可能性があります。
- (3) (1)の同意は、依頼者の責任において確実な方法で得てください。

派遣先事業場の 所在地案内図及び 主要設備・レイアウト	敷地面積 m ²
	別紙 のとおり
派遣先事業場の 届出状況 (土壤汚染関連)	派遣先事業場の届出状況
	土壤汚染対策法
	環境確保条例
派遣先事業場の 汚染土壤の状況及び 土壤汚染結果図	派遣先事業場の汚染土壤の状況
	特定有害物質の種類
	最大汚染深度
	別紙 のとおり
派遣先事業場の 地下水汚染の状況及 び地下水汚染結果図	地下水汚染が確認されている特定有害物質
	特定有害物質の種類
	別紙 のとおり

※派遣先事業場の土壤汚染結果図及び派遣先事業場の地下水汚染結果図については、別紙で報告ください。

様式 2

環改化第 号
年 月 日

(受託者名) 殿

東京都知事

(公印省略)

東京都土地利用転換アドバイザー派遣指示書

東京都土地利用転換アドバイザー派遣制度実施要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおりアドバイザーの派遣を指示する。

記

係る 依頼者に 事項	依頼者の 氏名又は名称			
	住所	〒		
	連絡先 電話番号		担当者名	
	メール			
派遣先 事業場に 係る 事項	企業名			
	所在地	〒		
	業種			
	特定施設の 種類		特定施設廃止日 (廃止予定日)	
	生産品目・事業内容			
派遣先事業場の所在地案内図及び主要設備・レイアウト、派遣先事業場の汚染土壌の状況及び対象地の土壤汚染結果図、派遣先事業場の地下水汚染の状況及び対象地の地下水汚染結果図		別添のとおり		
備考				

(日本産業規格A列4番)

環改化第 号
年 月 日

(依頼者名) 殿

東京都知事

(公印省略)

東京都土地利用転換アドバイザー派遣決定通知書

年 月 日付東京都土地利用転換アドバイザー派遣依頼書による派遣依頼について、東京都土地利用転換アドバイザーを派遣することを決定しましたので、通知します。

なお、東京都土地利用転換アドバイザーは、下記のとおり、東京都土地利用転換アドバイザーの派遣業務に関する委託契約の受託者から派遣されますので、当該受託者と連絡を緊密にしてください。

記

受託者名			
所在 地	〒		
連絡先 電話番号		担当者名	
メール			
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで		

[連絡先]

事務局：東京都 環境局 環境改善部

化学物質対策課 土壤地下水汚染対策担当
担当者

電話：03-5388-3430

東京都土地利用転換アドバイザー派遣制度実施要綱
第9条第1項の規定による

東京都土地利用転換アドバイザー業務従事者証

受託者
名 称
契約期間

アドバイザー
氏 名
生年月日

東京都知事

写
真

12センチメートル

8センチメートル

東京都土地利用転換アドバイザー派遣制度実施要綱（抜粋）
(従事者証の交付等)

第9条 知事は、受託者から第6条第2号に規定する報告を受けたときは、選任されたアドバイザーに対し、要領の定めるところにより、アドバイザー業務に従事している者であることの証明書（以下「従事者証」という。）を交付するものとする。

2 アドバイザーは、派遣先事業場を訪問する際は、従事者証を携帯するとともに、依頼者及び事業者からの求めに応じ提示しなければならない。

東京都土地利用転換アドバイザー派遣制度実施要領（抜粋）
(従事者証の交付)

第5条 要綱第9条第1項の規定による従事者証の交付は、別記様式4による東京都土地利用転換アドバイザー業務従事者証を、受託者を経由して、選任されたアドバイザーに交付することにより行うものとする。

東京都土地利用転換アドバイザー派遣制度に係る秘密保持契約書

(受託者名)（以下「甲」という。）と（依頼者名）（以下「乙」という。）とは、東京都土地利用転換アドバイザー派遣制度実施要綱第11条の規定に基づき、東京都土地利用転換アドバイザー派遣制度に係る秘密の保持に関し、次の条項により契約を締結する。

（秘密保持）

第1条 甲は、東京都土地利用転換アドバイザーの派遣事業の業務の遂行を通じて乙から入手した一切の情報について秘密を厳重に保持し、乙の事前の文書による承諾がない限り、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 相手方から知得する前に既に公知である情報
- (2) 相手方から知得した後に自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- (3) 相手方から知得する前に既に自らが所有していたもので、かかる事実が立証できる情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により秘密保持義務を伴うことなく取得した情報

（疑義の決定等）

第2条 この契約の解釈に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約成立の証として、本書2通を作成し、各1通を保有する。

年　　月　　日

（住所）

甲　　（名称）

（代表者の氏名）

（住所）

乙

（氏名）

法人の場合は、
名称及び代表者の氏名